

奈良県個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十三号

奈良県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(奈良県個人情報保護条例及び奈良県情報公開条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「第五十条第一項」を「第一百七十七条第一項」に改める。

一 奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号)第五十一条第三項第二号

二 奈良県情報公開条例(平成十三年三月奈良県条例第三十八号)第三十六条第二号(県吏員職員退隠料条例の一部改正)

第二条 県吏員職員退隠料条例(昭和八年十一月奈良県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ二第九号中「第三百三十二条」を「第一百七十三条」に、「第八十五条第六項」を「第三百三十七条第六項」に改める。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第三条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年八月奈良県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第十号中「第八十五条第六項」を「第三百三十七条第六項」に、「第一百一十一条」を「第三百五十一条」に、「第三百三十二条」を「第一百七十三条」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。